

414
A2719



靜園縣志跋
嘗方之... 留置... 高... 後
放... 爲... 赴... 由... 問... 合... 動... 也... 有...
有... 日... 人... 像... 古... 傳... 千... 始... 日... 傳...
占... 京... 以... 在... 一... 千... 秋... 傳... 員... 心...
申... 之... 在... 得... 共... 予... 中... 澄... 亦... 所... 持...
亦... 致... 不... 害... 身... 之... 既... 心... 院... 自... 出...
據... 古... 存... 七... 日... 涉... 之... 役... 分... 幼... 閱... 之...

京都府

大正十一年四月
侯爵邸寄贈

1846



況乎身もこの世に或十日か人か当り
あま属年一人及び部方之運而後
出之かあかん今五之條之当者に
是留まるといふは為千秋に
使員にお達せし後五之月
下八のあ達し白即自放免御書に
出之かん人今五之條之当者に
のあま属年一人及び部方之運而後

五申 二月分京都府



史官

印

京都府